

平成23年6月16日

総 会

一般社団法人日本薬業貿易協会役員報酬規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、一般社団法人日本薬業貿易協会（以下「協会」という。）定款第15条の3に基づき、役員報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち、協会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、理事のうち、常勤役員以外の者を言う。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与、その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であつて、その名称の如何を問わない。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 協会は、常勤役員及び非常勤役員の業務遂行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員には、定例役員報酬を支給する。
- 3 役員には、役員賞与を支給しない。
- 4 常勤役員の退職に当たっては、その任期に応じて第7条に規定する退職慰労金を支給することができる。

(定例報酬の額の決定)

第4条 協会の常勤役員の定例報酬年額は8,400千円を限度とし、各々の役員の報酬額は、会長が理事会の承認を得て決めるものとする。

(定例報酬の支給)

第5条 定例報酬の支給日、支給方法並びに定例報酬より控除する額等に関する詳細は、別に定める職員を対象とする給与規程（以下「就業規則」及び「職員給与規則」という。）に準ずる。

- 2 職員兼務役員の報酬は、原則として、役員報酬一本で支給する。ただし、その兼務の状況によって職員給与として支給することができる。

(退職慰労金)

第6条 退職慰労金は、常勤役員として円満に勤務し、かつ任期満了、辞任又は死亡により退任した者に支給するものとし、うち、死亡により退任した者については、その法定相続人に支払うものとする。

2 常勤役員に対する退職慰労金の支払は、在職期間1年ごとに、各年度に支給された定例役員報酬月額に相当する金額を合算して得られた額を上限として、会長が理事会の承認を得て決定する。ただし、在職期間は当初就任日から起算して6年を上限とする。

(費用)

第7条 協会は、役員がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞無く支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は「職員給与規則」に準ずる。

3 第1項の費用のうち旅費及び日当については、「日薬貿旅費規程」に定める額とし、その他は実費相当額とする。

(改正)

第8条 この規程の改正は総会の議決により行うものとする。

(補足)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成23年6月16日(定款改正大臣承認日)から施行する。